

従五位（叙位のみ） 西牧 清富（元小名浜第一小学校長）

正六位勲五等瑞宝章 須藤 亀吉（元西袋第一小学校長）

正七位勲五等瑞宝章 白石 郁夫（元蓬田小学校長）

従五位勲五等瑞宝章 白根 一（元柱沢小学校長）

従五位（叙位のみ） 長谷川秀夫（元二本松市教育委員会教育長）

従五位勲五等双光旭日章 横山 浩（元関柴小学校長）

従五位勲五等双光旭日章 齋藤賢一（元小田倉小学校長）

従五位勲五等瑞宝章 小松藤治郎（元泉中学校長）

正五位（叙位のみ） 目黒 嘉祐（元会津女子高等学校長）

従五位（叙位のみ） 草野 政雄（元平第一小学校長）

従五位勲五等双光旭日章 大竹英三（元河東第一中学校長）

正五位勲四等瑞宝章 星野保治郎（元双葉高等学校長）

従五位（叙位のみ） 鈴木 義雄（元田島小学校長）

正六位勲五等瑞宝章 松崎 一（元移中学校長）

従五位勲五等瑞宝章 安倍 貢一（元大森小学校長）

従五位勲五等瑞宝章 鈴木 力雄（元山都第一小学校長）

正六位勲五等瑞宝章 青柳 登（元佐倉小学校長）

正五位勲四等瑞宝章 赤城 勲（元田村高等学校長）

従五位（叙位のみ） 吉田 左京（元須賀川市立第一小学校長）

正六位勲五等瑞宝章 鹿又 三夫（元金谷川小学校長）

従五位勲五等双光旭日章 矢吹幸夫（元小高小学校長）

正五位（叙位のみ） 白石 永甫（元郡山女子高等学校長）

従五位（叙位のみ） 溝井 周一（元白河第二中学校長）

従五位勲五等瑞宝章 柳沼 繁夫（元荒井小学校長）

従五位勲五等瑞宝章 大竹 長七（元赤木小学校長）

従五位勲五等瑞宝章 吉田 三郎（元五箇小学校長）

従五位勲五等双光旭日章 高田 進（元清水小学校長）

従五位勲五等双光旭日章 横田行夫（元荻野中学校長）

従五位勲五等双光旭日章 熊木徳治（元小野新町小学校長）

従五位勲五等瑞宝章 木幡 喜清（元富岡第一小学校長）

従五位勲五等瑞宝章 桑名新六郎（元岩瀬中学校長）

正六位勲五等瑞宝章 森 六郎（元荒館小学校長）

従五位勲五等双光旭日章 佐藤七郎（元森江野小学校長）

従五位（叙位のみ） 瓜生 操（元喜多方市立第一小学校長）

従六位勲五等瑞宝章 花澤 武夫（元津島第二小学校長）

従五位（叙位のみ） 三森 芳重（元四倉中学校長）

従六位勲五等瑞宝章 大堀 敬之（元会津若松市立第二中学校長）

従五位勲五等瑞宝章 齋藤 政信（元双葉北小学校長）

従五位勲五等双光旭日章 塩田正夫（元小野中学校長）

正六位勲五等瑞宝章 板倉 泰夫（元太田小学校長）

従五位勲五等双光旭日章 鈴木 兵威（元鶴城小学校長）

従五位勲五等瑞宝章 増子 銀司（元須賀川市立第三中学校長）

○ 学校保健等功労関係（3名）

従六位勲五等瑞宝章 安齋 政義（元二本松市・安達町公立学校歯科医）

従六位勲五等瑞宝章 岩谷 泰輔（元小野町公立学校歯科医）

従五位（叙位のみ） 紺野周太郎（元県柔道連盟副会長）

第14節 奨学育英

1 福島県奨学資金貸与制度

(1) 応募資格

- ① 高等学校（福島県内に所在するものに限る）、高等専門学校又は大学に在学し、品行が正しく、学術にすぐれ、身体が強健であること。
- ② ア. 高等学校又は高等専門学校に在学している者は、県内に引き続き6か月以上住所を有している者であること。
イ. 大学に在学している者は、下記のいずれかに該当し、大学に入学するまで又は大学に入学の目的をもって住所を移転するまで、県内に引き続き6か月以上住所を有していた者であること。
（ア）福島県内に所在する高等学校を卒業した者
（イ）大学入学資格検定に合格した者で合格当時県内に住所を有していた者
- ③ 経済的理由により、修学が困難であると認められる者であること。
- ④ 学力、収入状態が推薦基準に合致するものであること。
- ⑤ 国又は他の団体から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受けていない者であること。

(2) 貸与月間

区 分	昭和63年度以前採用者	平成元年度採用者
高 等 学 校	国公立 9,000円	国公立 10,000円
高等専門学校	私 立 12,000円	私 立 13,000円
大 学	国公立 18,000円	国公立 21,000円
	私 立 23,000円	私 立 26,000円

(3) 貸与期間

奨学生の在学する学校の正規の修学期間

(4) 返 還

卒業（退学、辞退等）の6か月後から起算して7年以内に、貸与を受けた奨学資金の金額を半年賦で返還する。なお、利子は無利子とする。

(5) 平成元年度の貸与状況

- ① 募集期間
平成元年4月15日（土）～6月14日（水）
- ② 奨学生決定
平成元年7月20日（木）